



## Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園区翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

### 【INDEX】

#### 中国法改正ニュース

1. 《全国範囲での一括徴税の普及に関する公告》
2. 《中国人民抗日戦争世界反ファシスト戦争勝戦 70 周記念日休暇の通知》
3. 2015 年 8 月より施行の法律法規

#### 主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《全国範囲での一括徴税の普及に関する公告》

通達番号: 税関総署公告 2015 年第 33 号

公布日 : 2015 年 7 月 24 日

実施日 : 2015 年 7 月 27 日

税関総署は、2015 年 7 月 24 日付けで《全国範囲での一括徴税の普及に関する公告》(税関総署公告 2015 年第 33 号)を公布した。

輸入企業は従来通り、原則として輸入に係る税を輸入貨物の引き取り前に納付を行わなければならない。

一定の条件を満たす輸入企業は今後、一定期間内の複数の輸入に係る税を通関翌月に一括納付が可能となる。

#### 1. 概要

貿易の利便性を向上させ、通関コストを引き下げるため、税関総署は試行の基礎の上に、全面的に一括徴税改革を普及させることを決定した。税関は、条件に合致する輸出入納税義務者による一定期間内の複数の輸出入貨物に係る課税額に対し一括徴税を実施する。

#### 2. 一括徴税モデル適用企業の条件

一括徴税モデルを適用する企業は、輸出入通関書上の経営単位であり、かつ以下の条件に合致していなければならない。

- ① 税関税金電子支払のユーザーであること
- ② 企業類別が一般認証及びそれ以上であること
- ③ 前自然年度の月平均納税回数が 4 回を下回っていないこと
- ④ 企業の申告が規範要求に合致し、税関書類審査が必要とする資料及び情報を提供し、税関徴収管理

法律・法規を遵守し、納税に遅延がないこと

- ⑤ 一括納税に適合しないその他の状況がないこと

### 3. 総担保を差し入れる銀行の条件

- ① 良好な信用と相当の資産規模を有していること
- ② 税関税額入庫の滞納若しくは遅延の怠慢がないこと
- ③ 企業の担保期間内の輸出入申告貨物に係る課税額、滞納金に対する十分な、遅滞のない一括納付を引受ける支払保証責任を承諾していること
- ④ 税関と保証状真偽照合メカニズムを構築していること

### 4. 一括徴税適用資格取消の条件

- ① 適用資格条件に挙げられた税関管理規定に違反した場合
- ② 年度内に2回以上、納税が遅延した場合
- ③ 過少納税や脱税などの徴税管理リスクが存在している場合

---

## 2. 《中国人民抗日戦争世界反ファシスト戦争勝戦70周年記念日休暇の通知》

通達番号: 人社部発[2015]74号

公布日: 2015年8月18日

実施日: 2015年9月3日

《中国人民抗日戦争世界反ファシスト戦争勝戦70周年記念日休暇の通知》(国発明電[2015]1号)は、2015年9月3日を全国休暇として明確している。9月3日の期間における労働者の労働の給与問題に関して、通知を行った。

※9月3日～5日を休暇。9月6日(日)が振替出勤となる。

概要:

9月3日の休暇期間に労働者を労働させる場合、企業は振替休暇を与える、振替休暇を与えられない場合、本人の日或は時給標準給与の200%を給与として支給する。

---

## 2015年8月より施行の法律法規

2015年8月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《自動輸入許可証通関作業ペーパーレス化試行の更なる拡大に関する公告》

(税関総署・商務部公告 2015年第35号)2015年7月1日公布・8月1日実施

《一部政務行政審査・許可事項取消後の関連管理問題に関する公告》(国家税務総局公告 2015年第56号)

2015年8月3日公布

---

## 主要経済統計

2015年7月主要経済統計

固定資産投資: 288,469億元(前年同期比+11.2%)

貿易総額: 3.4億米ドル

第一次産業: 7,741億元(前年同期比+28.2%)

輸出総額: 1,951.0億米ドル(前年同期比-8.3%)

第二次産業: 118,891億元(前年同期比+9.0%)

輸入総額: 1,520.7億米ドル(前年同期比-8.1%)

第三次産業: 161,837億元(前年同期比+12.1%)

貿易収支: 430.3億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

## 中国最新情報

**【上海】10月1日までに『一照一碼』の登記様式に変更**

今年10月1日までに、上海市は『一照一碼』の登録様式に変更を行う。新規設立、企業変更時に工商部門は法人及びその他組織に対し、統一社会信用代碼の營業ライセンスを發行し、組織機構代碼証・稅務登記証は發行を行わない。近頃、市工商積級會合同質量技監、稅務及びその他関連部門が『一照一碼』登記制度操作を規範、提出資料目録及び事務作業を指南した。改革後、窓口が一本化される。

『一照一碼』とは、國務院が、2015年6月11日付けで、《法人及びその他の組織の統一社会信用コード制度建設總體法案の批准・轉送に関する通達》(国発[2015]33号)に基づくものである。

工商行政管理局の『工商登録番号』、質量監督管理局の『組織機構コード』、稅務局の『納稅者識別番号』が、新たに『統一会社信用コード』へと統一される。

**【蘇州】上半期園區金融業地方稅稅收の増幅は70%以上**

今年の上半期、蘇州工業園區金融業は地方稅稅收16.94億元を達成し、前年より71,152萬元増加したので、各業界の増收額の第一位となり、前年同期比は72.39%増加したことで、各主要な業界の第一位となった。そして、稅收の貢獻度は47.31%に達したという。金融業界のけん引の下で、今年上半期、地方稅稅收に対する園區第三次産業の貢獻は67.65億元に達し、前年同期比21.31%増加した。

園區金融業の地方稅稅收は大幅に増加することは、上半期の株價が上がり、証券市場の取引が盛んに行われたことで、東吳証券股份有限公司を代表とする証券会社の利益が大いに増加し、園區が金融業の先進地域となる政策の効果も次第に現われているというわけである。今年の上半期現在、園區に金融類機關689社が集中している。特に、2014年に新規登録の銀行5社はより大きな稅源をもたらすことで、全体の稅收の増幅に大きな役割を果たしている。

**【深圳】****《外国人居留許可に係る面談事項の変更に関する通知》**

公布日：2015年8月6日

深圳市出入国管理局は、2015年8月6日付けで、『外国人居留許可に係る面談事項の変更に関する通知』(以下、『通知』)を公布いたしました。

当該『通知』により、8月10日以降、居留許可に係る面談及び居留許可申請手続きが、以下のように変更となります。

- (1) 2015年8月10日以前
  - ① 面談(ネット予約)
  - ② 面談: 当日 ~ 数週間
  - ③ 居留許可申請(窓口): 7 営業日(申請当日含まず)
  - ④ 居留許可取得
- (2) 2015年8月10日以前
  - ① 面談(ネット予約)
  - ② 面談および居留許可申請: 7 営業日(申請当日含まず)
  - ③ 居留許可取得

<http://www.sz3e.com/article/detail.aspx?id=369>

## 《深圳市地方税務局 深圳市における一部の個人所得税控基準除および免税基準を調整することに関する通達》

通達番号:

公布日 : 2015年7月30日

深圳市地方税務局は、2015年7月30日付けで、『深圳市における一部の個人所得税控基準除および免税基準を調整することに関する通達』(以下、『通達』)を公布しました。

雇用会社との労働関係を解除することにより個人が取得する一時性補償収入に係る個人所得税法上の取扱に関しては、主に『個人が労働契約を解除することにより取得する経済補償金に係る個人所得税徴収に関する問題についての通達』(国税発[1999]178号)及び『個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税徴収免除に関する問題についての通達』(財税[2001]157号)により、下記のように規定されております。

### 1. 計算方法: 国税発[1999]178号

課税所得額 =  $((\text{経済補償金収入} - \text{免除限度額}) \div \text{勤続年数} - 3,500) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}) \times \text{勤続年数}$

※上記計算方法は、深圳市における計算方法となります。

各地域によって、計算式において3,500元(外国人は4,800元)の控除可能費用を減額するタイミングが異なる等の違いが御座います。

### 2. 免除金額: 財税[2001]157号

国税発[1999]178号が規定する免除限度額は、当地における前年平均給与の3倍

当該『通達』により、深圳市内の会社で就業する個人が、当該会社と労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入の免税金額が187,857元(深圳市における2013年平均給与62,619元の3倍)から217,953元(深圳市における2014年平均給与72,651元の3倍)に変更されております。

[http://www.szzfgj.com/xxgk/zxtzgg/201507/t20150731\\_3131787.htm](http://www.szzfgj.com/xxgk/zxtzgg/201507/t20150731_3131787.htm)

## 《深圳市前海深港現代サービス業協力開発区管理局 深圳市前海深港現代サービス業協力開発区における企業所得税優遇産業認定ガイドライン(試行)を公布することに関する通達》

公布日 : 2015年7月10日

深圳市前海深港現代サービス業協力開発区管理局(以下、管理局)は、2015年7月10日付けで、『深圳市前海深港現代サービス業協力開発区における企業所得税優遇産業認定ガイドライン(試行)を公布することに関する通達』(以下、『認定ガイドライン』)を公布しました。

深圳市前海深港現代サービス業協力開発区(以下、前海)における企業(以下、区内企業)は、『前海企業所得税優遇目録』中に規定される業務(4分野21項目)からの営業収入が総収入の70%以上である場合、適格企業として企業所得税率15%の低減税率を享受することができます。なお、当該優遇税率の適用は、届出制が採用されているため、税務局への事前承認は必要ではありませんが、契約書等の深地税公[2015]1号が規定する資料を作成保管し、税務局の事後的確認に備える必要が御座います。

当該『認定ガイドライン』により、区内企業が適格企業であるか判断することが難しいと税務局が判断する場合、区内企業は、管理局に対して適格企業に属するか否かに関する評価の実施および評価証明の発行を申請しなければならず、当該申請の際には、『認定ガイドライン』に規定される業務分類に応じて、必要資料を提

出する必要が御座います。

参考

『前海企業所得税優遇目録』

分野	項目
現代物流	① サプライチェーン・ソリューション設計、発注管理及び実施、仮想生産。情報管、資金管理、コンサルティングサービス等のサプライチェーン管理サービス ② オフショア及びオフショアへの物流アウトソーシング管理サービス ③ 現代物流技術及び物流公共サービスシステムの開発・運営 ④ 第三者物流の決済及び管理
情報サービス	① 付加価値電信業務に関する応用システム開発 ② 電子承認、電子商取引、電子政務技術開発サービス ③ 情報セキュリティに関する技術研究開発サービス ④ データ発掘、データ分析、データサービス及びデジタル化資源の開発 ⑤ 次世代モバイル通信ネットワーク及び IPv6 に基づく次世代インターネット技術の研究開発 ⑥ 衛生通信技術の研究開発 ⑦ 共有ソフトウェア、商用応用ソフトウェア、組込みソフトウェアの研究開発及びサービス提供 ⑧ クラウド・コンピューティング、モノのインターネット (Internet of things)、トラステッド・コンピューティング、知識ネットワーク、ビッグデータ等における技術の研究開発及びサービス提供
科学技術サービス	① 新エネルギー、新材料、バイオ医薬品、低炭素等の各業界における専門技術サービス ② 遺伝子配列、幹細胞、機能たんぱく質、生命健康等に関する振興科学技術の研究開発とサービス提供 ③ 新エネルギー電池、3D ディスプレイ及びプリント技術の研究開発及びサービス提供 ④ 情報技術アウトソーシング、ビジネス・プロセスアウトソーシング、ナレッジ・プロセスアウトソーシング等の先進技術サービス
文化創意	① グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、景観デザイン、工業デザイン、アパレルデザイン等の創意設計サービス ② 文化情報資源開発 ③ インターネットテレビ番組の技術研究開発及びサービス提供 ④ アニメーション、オンラインゲームの創作及び関連商品の開発 ⑤ ニューメディア技術の研究開発及びサービス提供